

山陽小野田市水道局水道工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山陽小野田市水道局が発注する水道工事の適正な執行を確保するため、有資格業者の競争入札参加停止の措置指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、及び補償コンサルタントに関する業務をいう。
- (2) 有資格業者 山陽小野田市水道局会計規程(平成17年水管規程21号)第107条及び山陽小野田市水道局建設工事等競争入札参加者の資格審査等要綱（山陽小野田市水道局内規第44号）第4条の規定により有資格者名簿に登録された前号の業務を行う業者をいう。
- (3) 水道工事 山陽小野田市水道局が発注する建設工事等をいう。
- (4) 一般工事 水道工事以外の建設工事等をいう。
- (5) 代表役員等 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。
- (6) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる以外のものをいう。
- (7) 使用人 有資格業者の使用人で前号に掲げるもの以外のものをいう。

(指名停止)

第3条 山陽小野田市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、有資格業者が別表第1の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 管理者が指名停止を行ったときは、水道工事の工事請負契約等の指

名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に対する指名停止）

第4条 管理者は、第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 管理者は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 管理者は、第3条第1項又は第4条第1項若しくは同条第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものを持ってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときはこの限りではない。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1第9号から第22号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヶ月を経過するまでの間に、同表第9号から第22号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必

要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第6条第1号に該当する場合にあっては、別表第1第12号及び第14号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第6条 管理者は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第1第12号又は第14号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第1第12号又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める

短期に 1 カ月加算した期間。

(3) 山陽小野田市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。）又は談合（同条第 2 項の規定による談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 1 第 14 号又は第 15 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第 1 号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に 1 カ月加算した期間。

（指名停止事案の発生報告）

第 7 条 水道工事の主管課長は、有資格業者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、指名停止事案の発生報告について（様式第 1 号）により管理者（総務課長）に報告するものとする。

（指名停止の決定及び通知）

第 8 条 管理者は、第 3 条若しくは第 4 条の規定により指名停止を行ったときは、関係機関に対して指定停止通知について（様式第 2 号）により、当該有資格業者に対して指名停止通知書（様式第 3 号）により遅滞なく通知するものとする。

2 管理者は、第 4 条第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 4 条第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者及び関係機関に対してそれぞれ指名停止期間の変更通知について（様式第 4 号）又は指名停止の解除通知について（様式第 5 号）により遅滞なく通知するものとする。

3 前 2 項に規定する場合において、管理者が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

4 管理者は、第 1 項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が水道局が発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第 9 条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する場合は、あらか

じめ管理者の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができます。

(下請等の禁止)

第10条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が契約に係る水道工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(雑則)

第12条 この要領に定めのない事由について必要がある場合には、山陽小野田市水道局請負業者指名選考委員会に諮り決定するものとする。

2 指名停止を行った場合は、指名停止措置の概要（別記様式第6）により公表するものとする。

附 則

(施行日)

第1条 この要領は、平成7年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の施行前にした行為による処分については、なお、従前の例とする。

別表第1 措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 水道工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、水道工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事) 2 水道工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(契約内容不適合が軽微であると認められるときを除く。)。 3 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約内容不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、水道工事の施工に当たり、契約に違反し、水道工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 水道工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 水道工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定した日から 2週間以上4か月以内 当該認定をした日から 2週間以上2か月以内

別表第1 措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
9 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、山陽小野田市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が水道局の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	公訴を知った日から 8か月以上 24か月以内 6か月以上 18か月以内 4か月以上 12か月以内
11 次の(1)から(3)までに掲げる者が、水道局の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上 9か月以内 2か月以上 6か月以内 2か月以上 4か月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 水道工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上 24か月以内
13 一般工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上 24か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
14 水道工事に関し、代表役員等又は一般役員等(以下「役員等」という。)若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 24か月以内
15 一般工事に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上 24か月以内

別表第1 措置基準

措置要件	期間
(暴力団排除)	
16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。	当該認定をした日から 12か月以上 24か月以内
17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上 24か月以内
18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 4か月以上 12か月以内
19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 4か月以上 12か月以内
20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 4か月以上 12か月以内
21 水道工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。	当該認定をした日から 4か月以上 12か月以内
22 水道工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	当該認定をした日から 4か月以上 12か月以内

別表第1 措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 23 水道工事に関し、建設業法の規定に違反し、水道工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
24 一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、水道工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
(契約締結拒否) 25 水道工事の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3ヶ月以上9ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為) 26 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
(私的行為による法令違反) 27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は、拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内